

北海道農政事務所

担当者名：音更統計・情報センター

連絡先：0155-42-2062

1 事例の分類

- (1) 行動計画の項目に基づいた分類： ③ 地産地消の推進の取組
(2) 集中重点事項に基づいた分類： A 自給率に関する戦略的広報の実施

2 事例の取組名及び取組主体

取組名：「ふるさとブランドとかちしみず」認証制度の取組

取組主体：清水町産業振興課（北海道・清水町）

3 取組の背景

清水町では「平成16年度食料・農業・農村白書」のなかで、国産農作物の安全性や品質が消費者から評価されていることに着目した。同町では、農地14,500ha、乳牛・肉牛合わせて約40,000頭と十勝管内有数の畑作酪農地帯である特色を生かし、地域の魅力ある農産物及び加工食品を地域ブランド化することによって、消費者の認知度・信頼性を高めてもらおうと、17年度に「ふるさとブランドとかちしみず認証制度」を制定した。

4 取組の具体的内容

「ふるさとブランドとかちしみず」とは、十勝清水町農業協同組合長・清水町商工会長・十勝農業改良普及センター十勝西部支所長・消費者協会会長等で構成する認証委員会が認証した、町内で生産・製造された農産物及び加工食品の総称である。町は独自の認証基準を設けて審査し、町民をはじめ消費者の信頼感やイメージを高めることによって、地場産品の振興を図っている。

認証は、申請があった場合原則として年2回の町主体による調査会議を開催し、現地確認や聞き取りなどにより申請内容を調査し、認証委員会に諮問し町長が決定する。認証品は、認証マークとブランド名の表示使用が許可される。この認証品並びに認証に関する情報については、町がホームページ等で情報発信を行っている。

5 取組の具体的効果

認証マークとブランド名を使用することによって、消費者が商品を選択する上で安心して購入してもらえる判断材料となった。17年度44品目だった認証品も年々増加し、19年3月現在では86品目となっている。

また、地場産をアピールすることにより、生産者・製造業者・消費者の「地産地消」への認識を深める役割を果たしている。

6 今後の展開方向

今後も地場産の優れた商品について認証品を拡大し、この認証マークとブランド名を使用することにより、地域ブランドとしての知名度アップから販路拡大を図り、認証品の付加価値を高めたい。なお、この制度の認証有効期間が3年間であることから、3年後に再度審査することにより品質水準を確保し、地域ブランドの高品質化を図っていく。

7 取組に係る問題点と解決策

町予算の関係で、認証者に対するマーク印刷やシール交付の助成、新聞・チラシでの宣伝はできないが、町の広報誌・ホームページなどを活用しPRしているため、徐々に同制度が浸透してきている。また、認証マーク表示に要する経費が使用者負担となっているため個人での取り組みは難しいものの、JA十勝清水町や企業では、認証マーク入りダンボール等を作成し出荷している。

ふるさとブランドとかちしみず



北海道清水町認証

ふるさとブランドとかちしみず認証マーク